

**第4回 法曹養成制度検討会議
文部科学省 説明資料**

**法科大学院制度のこれまでの成果、課題、
改善方策、および今後の方向性**

平成24年11月29日(木)

法科大学院改革の推進状況

◎ 旧来の制度を改め、プロセスとしての法曹養成を導入

プロセスとしての法曹養成

21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹の養成を目指す

- 法科大学院を中核とするプロセス養成の整備
- 法曹人口の大幅な拡大（年間3,000人を目標）
- 法科大学院の教育水準（約7～8割の者が司法試験に合格できるよう充実した教育）
- 法科大学院の参入を広く認める仕組み
- 認証評価の実施

【教育上の成果】

- ・ 多様な人材の受入れの実現
- ・ 教育課程を通じて法的素養を培う教育方法等の確立
- ・ リーガルマインドに基づく課題解決能力等の涵養
- ・ 体験的な学修機会の提供
- ・ 理論と実務の架橋の確立

「第1の改革」を実施

■ 顕在化した課題

- 入口（法科大学院入学者）と出口（司法試験合格者）のミスマッチによる合格率の低迷
- その他、教育の質、評価、志願者の減少に伴う入学者の確保など、質の向上が課題

【第1の改革（H21.4～）】

- ◎ 教育体制の見直し
 - ・ 入学定員の縮減
 - ・ 競争倍率確保の指導
 - ・ 課題校への公的支援の見直し
- ◎ その他総合的な改善方策
 - ・ 教育の質の改善
 - ・ 評価システムの改善
 - ・ 入学者の質の確保

【第1の改革】の結果

- 教育体制の見直し
 - ・ 実入学者は5,784人から3,150人へ
 - ・ 5校が学生募集停止を発表
- 質の向上方策
 - ・ 進級判定の厳格化により、標準修業年限修了率は80.6%から68.7%へ

「第2の改革」を推進中

■ 現在抱える課題

● 法科大学院ごとの差の拡大

- ・ 「3年連続で司法試験合格率が全国平均の半分未満等」又は「2年連続で入学定員充足率が50%未満」の大学が27校（ただし、27校のH24入学者の合計が、全体に占める割合は8.5%まで減少）

1. 公的支援の更なる見直し

● 法学未修者教育の充実

- ・ 多様な人材の確保のため、法学未修者教育を改善する必要

2. 中教審にWGを設置し検討中

- ◎ 「法科大学院教育改善プラン」を策定し、1、2の改善方策を軸に、第2の改革をH24年7月から推進中

◎ 法科大学院を中核とするプロセス養成の充実に向けた改革を実施

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書の主なポイント

現在の法曹養成制度は、旧来の制度に対する反省の上に立って、21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹を養成するための仕組みとして、**新しい取組を含めて設計され、今日運用**されている

1. プロセス養成の整備

- 司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべき。

⇒ 法科大学院を中核とする法曹養成制度が整備され、H16年度から運用

2. 法曹人口の大幅な増加

- 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべき。

⇒ H20年試験で、2,000人を達成した後は、ほぼそのまま推移

3. 法科大学院の教育水準

- 法科大学院修了者のうち相当程度(例えば約7~8割)の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべき。

⇒ H24年試験において、
単年度合格率で、約25%
累積合格率で、約44%

4. 法科大学院の参入の仕組み

- 法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべき。

⇒ 最大74大学／5,825人(H18年度定員)に対し、現在、
・入学定員4,484人、
・実入学者数3,150人に縮減

5. 認証評価の実施

- 適切な機構を設けて、第三者評価(適格認定)を継続的に実施すべき。

⇒ 法科大学院の認証評価機関として3機関が認可を受け、現在2巡目の認証評価を実施中

「プロセスとしての法曹養成」の導入に向けた改革

プロセス養成導入の狙い

21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹の養成を目指す

量的な問題

- 先進諸国と比較して、法曹人口が少なく、今後の法曹需要の増大への対応が急務
- しかし、大幅な合格者数増を、質を維持しつつ図ることには大きな困難

質的な問題

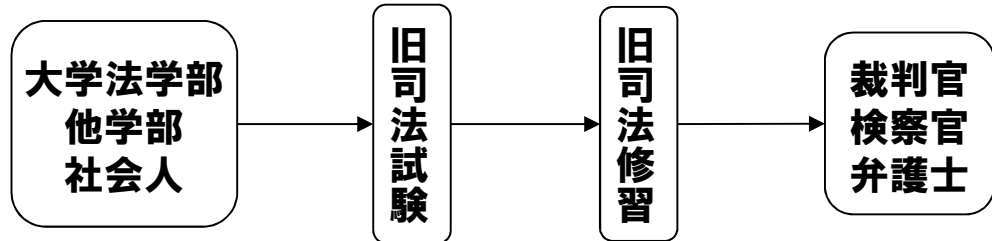
- 司法試験の競争激化のため、受験予備校への依存が顕著、法曹の資質の確保に重大な影響
- 専門的な法知識を確実に習得させ、それを批判的に検討し、発展させていく創造的な思考力、法的分析能力や法的議論の能力等を育成するには、「大学」において教育を行うことが効果的

上記問題を解決するため、

- ◎ 従来の点のみによる選抜から、プロセスとしての法曹養成制度を新たに整備
- ◎ その中核として法科大学院を設ける

かつての法曹養成制度

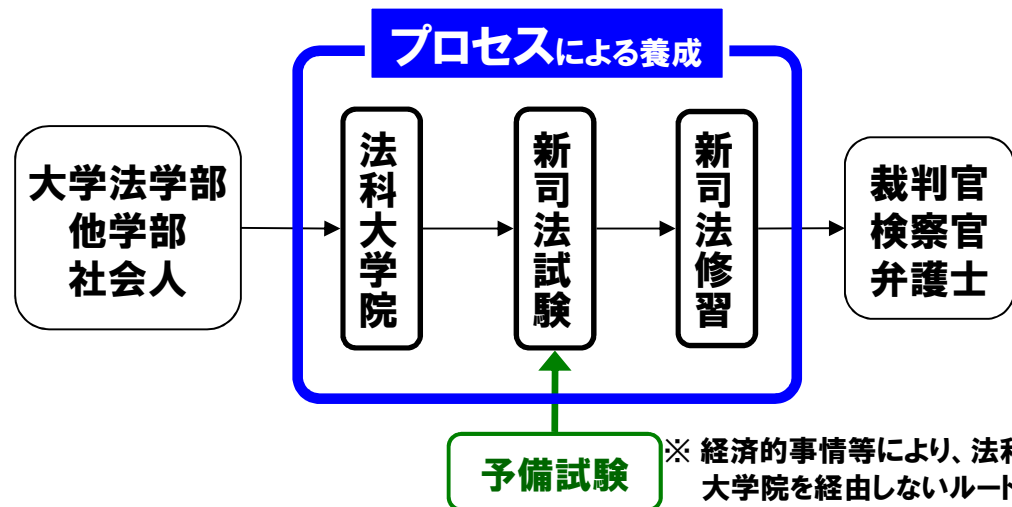
点(試験)のみによる選抜



司法制度改革

新しい法曹養成制度 (H16年度~)

プロセスによる養成



プロセス養成の導入により可能となった法曹養成の教育的な効果

プロセス養成の導入・運用の結果、以下に掲げる**教育的な効果が実現**できるようになった

1. 多様な人材の受入れの実現

- 法科大学院がなければ他学部出身の自分は法律家になろうとは思わなかった。多くの人にチャンスを与える制度。
- 社会人学生がいることで、限られた時間で効率よく学習する姿勢や、様々な社会経験を学ぶことができる。

2. 教育課程を通じて法的素養を培う教育方法等の確立

- 法科大学院の教育においては、多角的な側面から一つの事象を検討することで法的能力を涵養する機会となっている。
- 昔は大教室の授業に加えて予備校に通っていたが、今の法科大学院生は少人数で密度の濃い授業を受けている。

3. リーガルマインドに基づく課題解決能力等の涵養

- 法科大学院で学んだリーガルマインドで、過去の判例がないものを解決する、考える力がついてきた。
- 法科大学院は、利害特定能力、利害調整能力、論理的説得能力という社会のあらゆる場面で機能する、価値の高い能力を学ぶ場となっている。

4. 体験的な学修機会の提供

- エクスターンシップでは、「紙一枚でその人の人生が決まる」という状況等を経験し、プロフェッショナルとして自分が人に影響を与えることになるという心構えを学んだ。
- NGOのエクスターンシップを通じて、国際的な人権活動にどう役立てるか、自分のキャリアをしっかりと考える機会となった。

5. 理論と実務の架橋の確立

- 実務家となった場合に問題をどう解決するか、現場において事情が複雑に絡まったものをどう解きほぐしていくかというところを教えてくれる。
- 実務家と研究者が共同で教えてくれるリーガルクリニックは法科大学院でないとできない。

明らかになってきた法科大学院教育の主な課題

しかしながら、法科大学院教育については、数年の制度の運用を通じて、①**司法試験合格率の低迷**とともに、②**それに関連する教育の質の保証等の課題**が顕在化してきた

課題1： 入口(法科大学院入学者)と出口(司法試験合格者)のミスマッチによる合格率の低迷

- ・法科大学院の参入を広く認めた結果、入学者は、ピーク時の平成18年度で約5,800人
- ・一方で、司法試験合格者数は平成20年の試験以降、年間2,000人程度で推移
- ・その結果として、司法試験合格率は低迷（平成24年の単年度合格率は約25%）

課題2： 上記課題1に関連する他の諸課題

①「教育の質」の課題

- ・法学未修者の司法試験合格率が法学既修者の半分
- ・司法試験合格者数が著しく少ない状態が続く法科大学院が、一定数存在
- ・一部の修了者が基礎的な理解や思考能力を十分身につけていないとの指摘

②「評価」の課題

- ・認証評価機関の間で評価にバラツキがある、形式的な評価にとどまっているなどの指摘
- ・各法科大学院における情報公開が不十分

③志願者の減少と「入口」の課題

- ・志願者数の減少により、入学者選抜における競争性が不十分
- ・社会人、他学部出身の入学者の割合が漸減傾向

顕在化してきた諸課題に対する対応策（第1の改革）

顕在化してきた諸課題に対し、文部科学省では、平成21年4月の中央教育審議会報告に基づき、**教育体制の見直し**とともに、**教育の質の確保**など総合的な改善方策を展開

【対応策1】 教育体制の見直し

- ① 平成22年度の入学定員の見直し等の促進
- ② 入学者選抜における競争的な環境（競争倍率2倍以上）の確保の徹底
- ③ 課題を抱える法科大学院に対する公的支援の見直し（H22年9月に決定、H24年度予算より適用） 等

【対応策2】 教育の質の改善

- ① 共通的な到達目標モデルの設定
- ② 法律基本科目の量的・質的充実（法学未修者1年次の法律基本科目を6単位増加等）
- ③ 成績・進級判定の厳格化

等

【対応策3】 評価システムの改善

- ① 認証評価において、厳格な成績評価、司法試験の合格状況等を重点的に評価
- ② 評価機関の間での不適格認定の基準・方法の改善
- ③ 改善の進捗状況のフォローアップ体制の構築

等

【対応策4】 入学者の質の確保

- ① 志願者の減少を踏まえ、入学定員の見直しなどにより、入学者選抜における競争的な環境（競争倍率2倍以上）を確保
- ② 適性試験の総受験者の下位15%程度の人数を目安とした、統一入学最低基準の設定

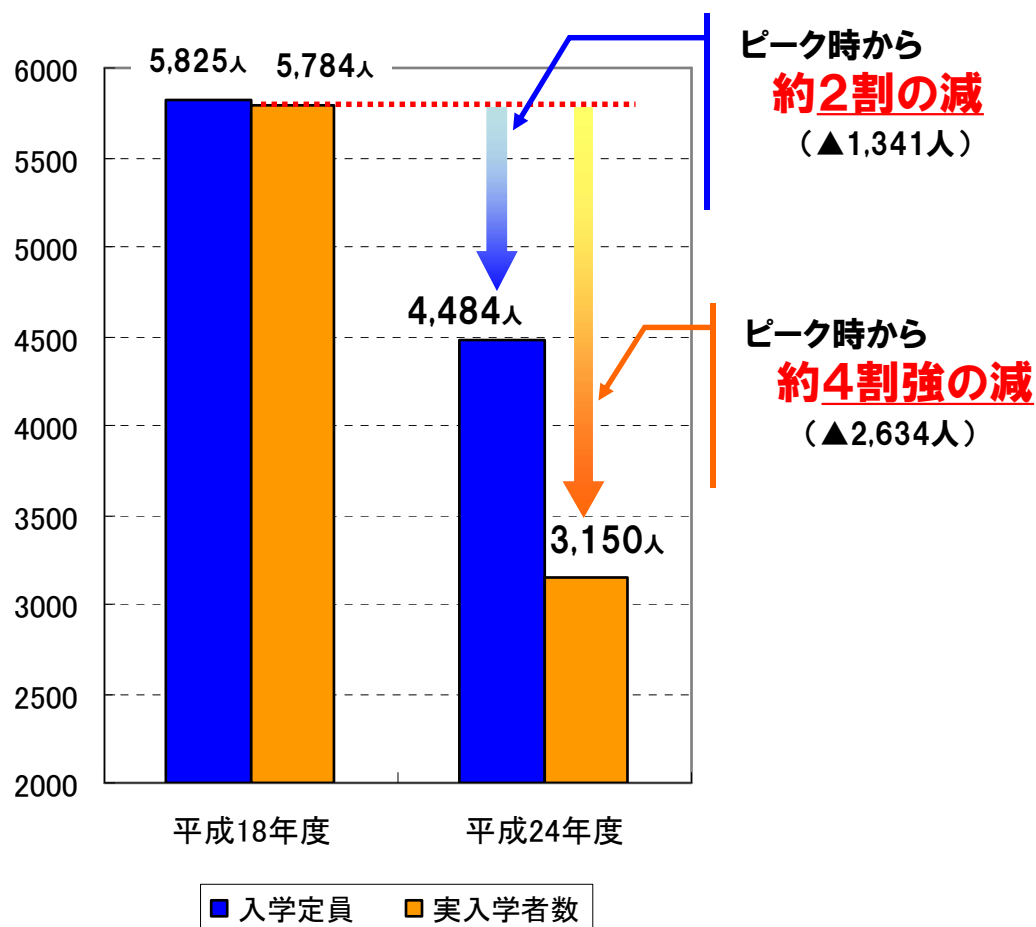
等

【参考1】 第1の改革の進捗状況（教育体制の見直し①）

- これまで全ての法科大学院が入学定員を削減し、ピーク時と比較して約2割の減
- 平成24年度の実入学者数はピーク時と比較して4割強の減

- 自主的・自律的な組織見直しを促進し、現在5校が学生募集停止を公表、実施

（※うち1校は他の法科大学院との統合を発表）



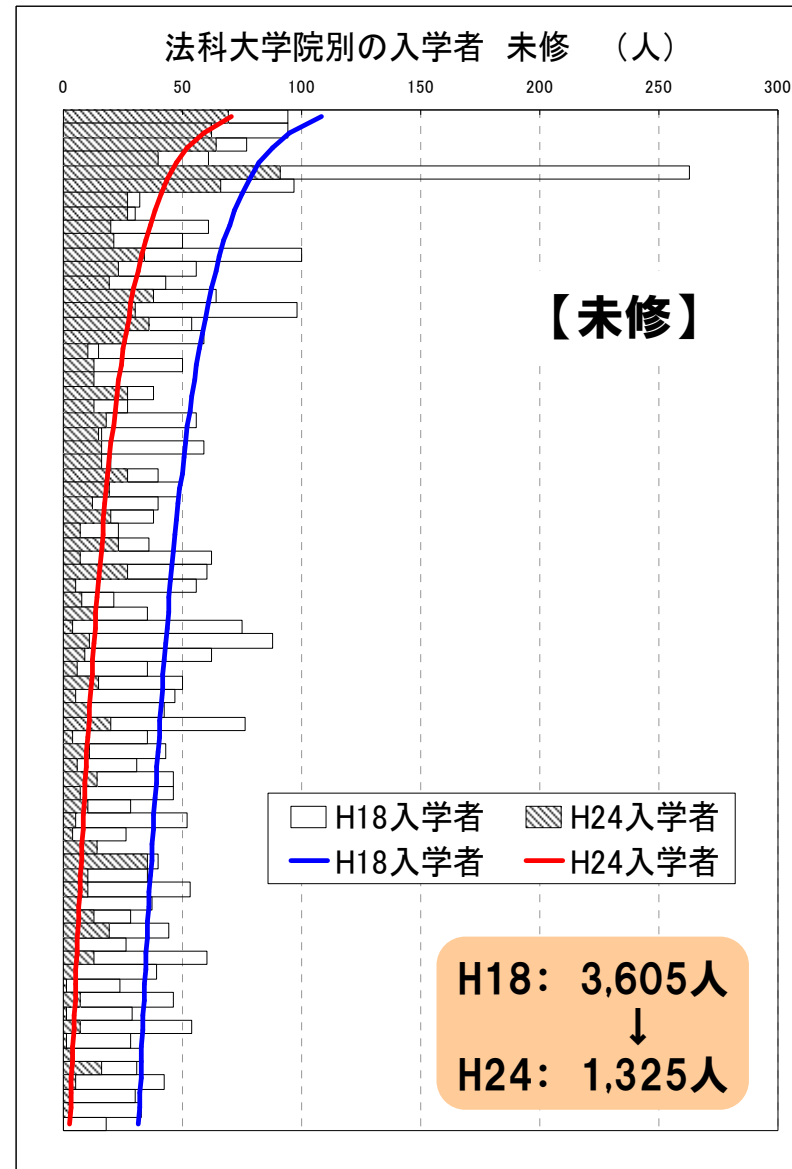
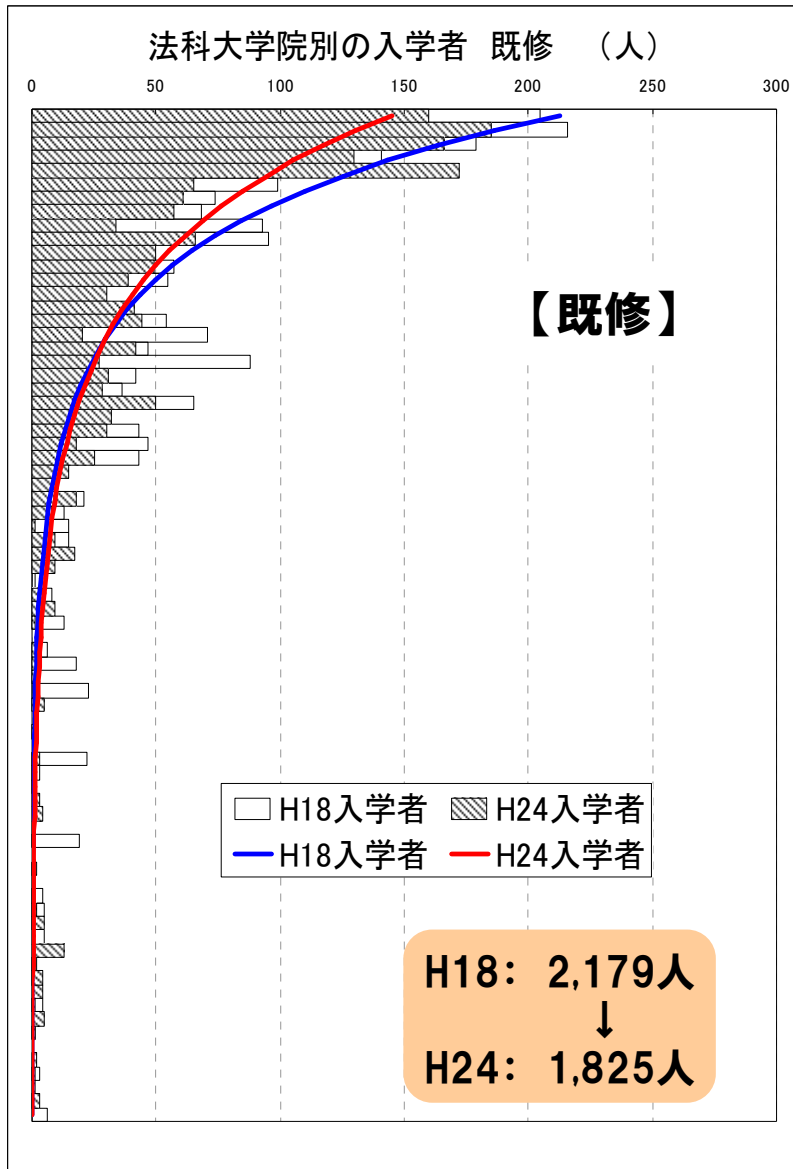
〔学生募集停止を公表した法科大学院 **5校**〕

- 姫路獨協大学 法科大学院
(23年4月学生募集停止(22年5月表明))
- 大宮法科大学院大学
(25年4月学生募集停止予定(23年8月表明))
- 明治学院大学 法科大学院
(25年4月学生募集停止予定(24年5月表明))
- 駿河台大学 法科大学院
(25年4月学生募集停止予定(24年7月表明))
- 神戸学院大学 法科大学院
(25年4月学生募集停止予定(24年7月表明))

【参考2】 第1の改革の進捗状況（教育体制の見直し②）

法学未修者を中心として、入学者数は平成18～24年度にかけて大幅に減少

（司法試験の累積合格者数順）



【参考3】第1の改革の進捗状況（教育の質の改善）

■ 共通的な到達目標モデルの提示を通じて、修了者の質保証を目指す

① 共通的な到達目標モデルの提示

- ・法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルが作成され、全法科大学院に対し提示
- ・各法科大学院では、そのモデルを踏まえ具体的な到達目標を設定するとともに、カリキュラムの改善を実施

本モデルに基づき、現在、**52校**が到達目標を策定、もしくは策定予定

[出典]平成23年6月12日法科大学院協会総会資料

■ 成績評価・修了認定の厳格化を目指す

② 成績評価・修了認定の厳格化の推進

【進級制導入】

H18年度	⇒	H23年度
76%		95%
(56大学)		(70大学)

【標準修業年限修了者の割合】

H18年度	⇒	H23年度
80.6%		68.7%
(4,383人)		(3,263人)

■ 法律基本科目の量的・質的な充実を目指す

③ 法律基本科目を6単位まで増加できる省令改正

- ・法科大学院において、特に、法学未修1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位増加できるよう省令を改正

(平成22年4月施行)

この省令改正を踏まえ、現在、**50校**が法学未修1年次の履修上限単位数を増加

[単位増加の内訳]

- ・入門科目の新設 : 30大学
 - ・既存授業科目の単位数引き上げ : 24大学
 - ・演習科目の新設 : 16大学
- (重複回答あり)

【参考4】 第1の改革の進捗状況（評価システムの改善）

■ 法科大学院の認証評価について、評価基準・方法を改善

④ 認証評価の改善のための省令等の改正

● 省令改正（平成22年4月施行）

〔評価項目の改善〕

- ・ 司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を新たな評価項目として追加
- ・ 入学者の適性の適確かつ客観的な評価、専任教員の適切な配置、体系的な教育課程の編成など、より詳細な内容について評価が行われるよう改正

〔評価方法の改善〕

- ・ 評価方法について、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法となるよう改正

● 認証評価機関の評価基準改正

- ・ 3つの認証評価機関において、上記省令改正を踏まえ、評価基準を改正

■ 課題を抱える法科大学院の改善状況について、その進捗状況のフォローアップ体制を構築

⑤ 中央教育審議会による改善状況調査の実施

- ・ 平成21年から、「第1の改革」を踏まえた個別の法科大学院の教育の改善状況について、中教審法科大学院特別委員会の下に設置したWGが調査を実施
- ・ これまで、書面調査・ヒアリング・実地調査を通じて計6回の調査を実施し、その結果を公表することで、個別の法科大学院の教育改善に係る取組を促進。
- ・ 直近の調査では、31大学を対象に、重点的・継続的なフォローアップを実施

課題1： 法科大学院ごとの差について

現在、新たな課題として、司法試験の合格状況、入学定員の充足状況など様々な観点において、『**法科大学院ごとの差**』が生じ、広がりつつある

法科大学院ごとの差を示すデータ

① 3年連続で司法試験合格率が全国平均の半分未満等の法科大学院

平成24年度時点／ **20校**

② 2年連続で入学定員の充足率が50%未満の法科大学院

平成24年度時点／ **19校**



上記①又は②に該当する法科大学院**27校**の
入学者数の合計は、大幅に減少している。

H18年度： 1,322人 (全体の22.9%)
／全体5,784人



H24年度： **268人** (全体の**8.5%**)
／全体3,150人



今後の対応方針

このように課題を抱える法科大学院における
入学者数の全体に占める割合は、大幅に減少しているが、
文科科学省としては、引き続き自主的・自律的な組織見直しを促進するため、『**公的支援の更なる見直し**』を決定し、**その取組を加速**

【参考5】 公的支援の見直しについて

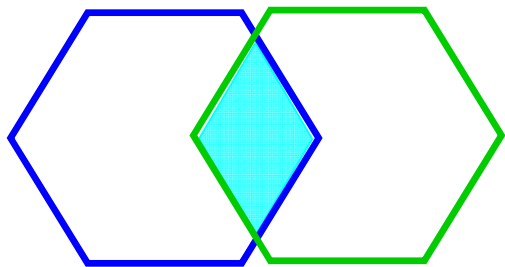
- 課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、平成22年9月に法科大学院への「公的支援の見直し」を決定。更に新指標を加えるなど、平成24年9月には「公的支援の更なる見直し」を決定。

従来の仕組み

- 平成24、25年度予算に適用

3年連続で司法試験
合格率が全国平均の
半分未満等

直近の競争倍率
2倍未満



(見直し対象大学)

※平成24年度予算： 6校

[大宮法科大学院大学、大東文化大学、東海大学、
明治学院大学、関東学院大学、桐蔭横浜大学]

※平成25年度予算： 4校

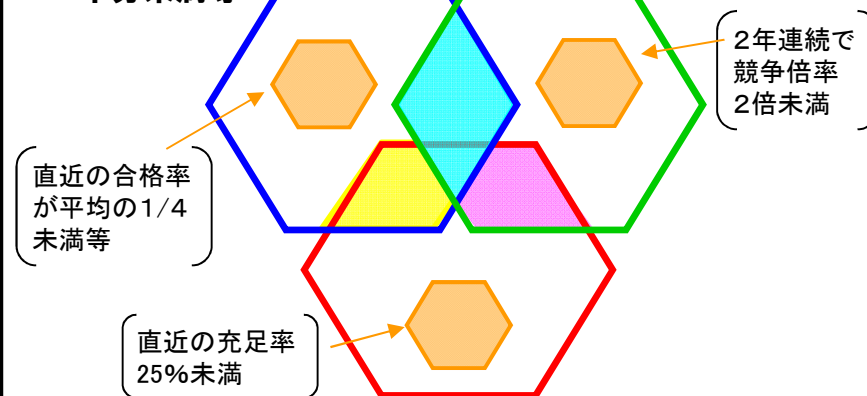
[島根大学、大東文化大学、東海大学、愛知学院大学]

更なる見直し

- 対象校を平成25年秋までに決定し、
26年度予算から削減

3年連続で司法試験
合格率が全国平均の
半分未満等

直近の競争倍率
2倍未満



2年連続で入学定員の充足率50%未満

※ なお、ある年度の競争倍率が2倍未満の場合、当該年度の入学定員の充足率が50%以上であっても、50%未満とみなす。

仮に現在の数値を用いて試算した場合、約25校 前後が該当見込み

【用例】 公的支援の見直し対象校の削減額 ※国立大学法人運営費交付金 及び 私立大学等経常費補助金 の一部を減額

の部分の削減額は、現行通りとする

の部分の削減額は、現行の1/2

の部分の削減額は、現行の1/4

の部分の削減額は、現行の1/8

課題2： 法学未修者教育の充実について

近年、法学未修者に関する状況が厳しくなりつつあることから、法曹の多様性の確保を目指す司法制度改革の理念を踏まえ、**法学未修者教育の充実が不可欠**

法学未修者の現状を示すデータ

① 法学既修者と法学未修者との累積合格率の差

法学既修者
61.2% ⇄ 法学未修者
29.6%

■ 法学既修者と比べて、**倍以上**の差

② 法学未修者の入学者数の大幅な減少

平成18年度(ピーク時)
3,605人 → 平成24年度
1,325人

■ ピーク時から比べて、**約63%**の減

- (1) 法学未修者の入学者数が大幅に減少
- (2) 特にそのうち、法学部以外の学部出身者は、ピーク時のH16年度1,677人から、H24年度396人へと大幅に減少
- (3) 以上のことから、**多様なバックグラウンドを有する人材の確保が困難となるおそれ**がある

今後解決を目指すべき課題

司法制度改革の理念を踏まえ、改めて、**法学未修者教育の充実に向けた取組が不可欠**

充実に向けて
検討を実施

今後の検討の方向性

- 現在、**中教審WG**において、**法学未修者教育の抜本的な充実方策**に向けて、**検討中**

【検討例】

- ・ 厳格な進級判定の新たな仕組みの検討
- ・ 法学に関する基礎・基本の徹底を図るためのカリキュラム改善の検討
- ・ 入学前、入学後、卒業後の段階を通じた改善方策の検討 など

【参考6】更に明確になってきた課題に対する改善方策（第2の改革）

文部科学省『法科大学院教育改善プラン』（平成24年7月20日）

1. 本プランにおいて目指す成果目標

1. 法曹資格を有する法科大学院修了生を中心に、法曹のみならず、民間企業や国・地方の公務部門など社会の様々な分野で活躍できるよう、その支援体制を整えるとともに、その状況を広く社会に発信すること。
2. 司法試験について、平成23年試験の合格率である23.5%から大幅な増加を目指す。

2. 具体的な改善方策

- I 法科大学院教育の成果の積極的な発信 【平成24年度から速やかに実施】
- II 課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速
 - (1) 課題を抱える法科大学院における取組の促進 【平成24年度から速やかに実施】
 - (2) **法科大学院に対する公的支援の更なる見直し** 【速やかに見直し、平成26年度予算から適用】
 - (3) 組織改革の加速に向けた取組 【平成24年度中に提示】
- III **法学未修者教育の充実** 【平成24年度中に中教審としての一定の結論を得る】
- IV 法科大学院教育の質の改善等の促進
 - (1) 入学者選抜の改善 【平成25年度前半までに検証を実施】
 - (2) 質の高い教育環境の確保 【平成24年度中に検証を実施】
 - (3) 認証評価結果の活用を通じた改善 【平成24年度から認証評価の実施状況を検証】